

**令和6年12月6日招集**

**令和6年 第6回(12月)**

**佐渡市議会定例会議案**

**佐 渡 市**

## 目次

議案第130号	佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について	1
議案第131号	佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	3
議案第132号	佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第133号	佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第134号	佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第135号	佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第136号	佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第137号	佐渡市ふすべ村体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第138号	佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第139号	佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第140号	佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29

議案第141号	佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第142号	字の変更について（大小地区）	38
議案第143号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）	41
議案第144号	公の施設に係る指定管理者の指定について（窪田キャンプ場）	42
議案第145号	公の施設に係る指定管理者の指定について（相川観光交流センター）	43
議案第146号	新潟県市町村総合事務組合理約の変更について	44
議案第147号	令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について	46
議案第148号	令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	46
議案第149号	令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について	46
議案第150号	令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について	46

議案第130号

佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について

佐渡市長の給与の減額に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市長の給与の減額に関する条例

令和7年1月1日から同月31日までの間における佐渡市長の給料月額は、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする。

### 附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第131号

佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務（以下「教育事務」という。）の職務権限の特例について必要な事項を定めるものとする。

(市長が管理及び執行をする教育事務)

第2条 市長は、次に掲げる教育事務を管理し、及び執行するものとする。

- (1) 鳥越文庫、佐渡市博物館、コミュニティセンター（金井西部地区コミュニティセンターに限る。）、佐渡市歴史民俗資料館、佐渡奉行所、美術館、社会体育施設及び相川技能伝承展示館の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会がした許可、承認、委嘱、任命等の処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした許可、承認、委嘱、任命等の処分その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に教育委員会に対してされている申請、届出その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(佐渡市畑野鳥越文庫条例の一部改正)

- 4 佐渡市畑野鳥越文庫条例（平成16年佐渡市条例第30号）の一部を次の

ように改正する。

第4条第1項中「佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条ただし書及び第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（佐渡市博物館条例の一部改正）

- 5 佐渡市博物館条例（平成16年佐渡市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第3条中「佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める

（佐渡市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

- 6 佐渡市スポーツ推進審議会条例（平成16年佐渡市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第2条中「佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（佐渡市金井西部地区コミュニティセンター条例の一部改正）

- 7 佐渡市金井西部地区コミュニティセンター条例（平成16年佐渡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第3条中「佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条、第5条及び第8条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（佐渡市文化財保護条例の一部改正）

- 8 佐渡市文化財保護条例（平成16年佐渡市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項、第3項及び第6項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項、第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則並びに教育委員会」を「規則並びに市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会に」を「市長に」に改め、同項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第2項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条、第9条第2項、第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第6項中「この場合において」を「この場合において、」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条、第16条第1項及び第2項、第17条、第18条第1項、第19条第1項から第3項まで及び第5項並びに第20条第1項、第2項及び第6項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第22条、第23条第1項及び第3項、第24条、第25条第1項並びに第26条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第27条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条第1項及び第2項、第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第35条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第36条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第37条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4項前段中「教育委員会」を「市長」に改め、同項中「この場合において教育委員会は」を「この場合において、市長は」に改める。

第40条第1項及び第2項、第41条第1項、第2項及び第6項、第43条第1項並びに第44条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第45条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に、「行なわないで」を「行わないで」に改める。

第46条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第47条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第49条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(佐渡市文化財保護審議会条例の一部改正)

- 9 佐渡市文化財保護審議会条例(平成16年佐渡市条例第176号)の一部を次のように改正する。

第1条中「佐渡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に」を「文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第2項の規定に基づき、」に改める。

第2条及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(佐渡市歴史民俗資料館条例の一部改正)

- 10 佐渡市歴史民俗資料館条例(平成16年佐渡市条例第177号)の一部を次のように改正する。

第3条中「佐渡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第7条第1項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(佐渡市史跡佐渡奉行所条例の一部改正)

- 11 佐渡市史跡佐渡奉行所条例(平成16年佐渡市条例第182号)の一部を次

のように改正する。

第3条第1項中「佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める

第6条から第8条まで、第9条ただし書、第10条、第12条及び第13条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第1項中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（佐渡市日本アマチュア秀作美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 12 佐渡市日本アマチュア秀作美術館の設置及び管理に関する条例（平成17年佐渡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条ただし書、第6条、第7条及び第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 13 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条ただし書、第5条、第6条、第10条、第11条第3号及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（佐渡市立学校体育施設開放条例の一部改正）

- 14 佐渡市立学校体育施設開放条例（平成19年佐渡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中「佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条から第6条まで及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（佐渡市相川技能伝承展示館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

15 佐渡市相川技能伝承展示館の設置及び管理に関する条例(平成20年佐渡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「佐渡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条ただし書、第6条、第7条、第11条、第12条第3号及び第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正)

16 佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例(令和5年佐渡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「佐渡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第3項並びに第8条から第11条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第1項中「教育委員会」を「市」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第6項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

議案第132号

佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例

佐渡市行政組織条例（令和3年佐渡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「観光振興部」を「観光文化スポーツ部」に改める。

第2条中

「

### 総務部

- (1) 市議会に関する事。
- (2) 文書及び法規に関する事。
- (3) 統計に関する事。
- (4) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事。
- (5) 行政改革に関する事。
- (6) 情報管理に関する事。
- (7) 情報政策に関する事。
- (8) 防災及び防犯対策に関する事。
- (9) 交通安全対策に関する事。
- (10) 他の所管に属さない事項に関する事。

」を

「

### 総務部

- (1) 市議会に関する事。
- (2) 文書及び法規に関する事。
- (3) 統計に関する事。
- (4) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事。
- (5) 行政改革に関する事。
- (6) 情報管理に関する事。
- (7) 情報政策に関する事。
- (8) 広報及び広聴に関する事。

- (9) 防災及び防犯対策に関すること。
- (10) 交通安全対策に関すること。
- (11) 他の所管に属さない事項に関すること。

」に、

「

#### 企画部

- (1) 市行政の施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 秘書及び渉外に関すること。
- (3) 広報及び広聴に関すること。

」を

「

#### 企画部

- (1) 市行政の施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 秘書及び渉外に関すること。
- (3) 地域交通、航路及び空路に関すること。

」に、

「

#### 観光振興部

- (1) 観光振興に関すること。
- (2) 世界遺産に関すること。
- (3) 地域交通に関すること。
- (4) 航路に関すること。
- (5) 空港に関すること。

」を

「

#### 観光文化スポーツ部

- (1) 観光振興に関すること。
- (2) 世界遺産に関すること。
- (3) 文化に関すること。

(4) スポーツに関すること。

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第133号

佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例

佐渡市職員定数条例（平成16年佐渡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「834人」を「600人」に改め、同条第3号中「155人」を「91人」に改め、同条第7号中「185人」を「181人」に改め、同条第8号中「49人」を「41人」に改め、同条第9号中「148人」を「108人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第134号

佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例  
(平成27年佐渡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「その員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会  
(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「規則」  
という。)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議  
会をいう。以下同じ。)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの  
運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地  
域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターに  
おいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括  
支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)に  
よることができる。次項において同じ。)」を加え、「次の各号に掲げる者」  
を「原則として次の各号に掲げる者」に改め、同項第3号中「介護保険法  
施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項」を「規則第140  
条の66第1号イ(3)」に改め、「研修を修了した者」を削り、同条第2項表  
以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項中「(指定居宅サービス事  
業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)又  
はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被  
保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又  
は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関す  
る学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める  
者により構成されるものをいう。以下同じ。)」を削り、同項の表中「前項」  
を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項  
を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包  
括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包  
括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号  
被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各  
号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置

することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第135号

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年佐渡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第24条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「重要事項に代えることができる」を「前項の規定による掲示に代えることができる」に改める。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中オを削り、カをオとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第136号

佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例(平成22年佐渡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表客室1(バス・トイレ付)の表中「4,000」を「6,000」に、「3,600」を「5,400」に、「3,200」を「4,800」に改める。

別表客室2(バス・トイレ無)の表中「3,000」を「5,000」に、「2,700」を「4,500」に、「2,400」を「4,000」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第137号

佐渡市ふすべ村体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

佐渡市ふすべ村体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市ふすべ村体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

佐渡市ふすべ村体験学習施設の設置及び管理に関する条例（平成18年佐  
渡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表を次のように改める。

2 ふすべ村体験学習施設（宿泊施設）使用料（税込み）

（単位：円）

利用人数（定員5人）	4月から10月まで	11月から3月まで
1人	6,600	5,500

備考

- 1 上記料金は、素泊まり1泊2日の料金とする。
- 2 小学生未満の者は、無料とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第138号

佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例（平成22年佐渡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第13条関係）

佐和田森林公園オートパークさわた使用料（税込み）

施設区分	単位	金額	備考
オートキャンプ場	1泊1サイト	円 6,600	車2台利用の場合 3,000円増し
		7,700	キャンピングカー 利用の場合
	日帰り利用1サイト	3,300	
テント貸付け	1泊1張り	1,760	
温水シャワー	5分利用	300	
コインランドリー	1台	200	
入場料（大人）	1人	500	
入場料（子ども）	1人	300	

備考

- 1 大人とは、中学生以上をいう。
- 2 子どもとは、小学生をいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第139号

佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例

佐渡市窪田キャンプ場条例（平成16年佐渡市条例第267号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第9条関係）

窪田キャンプ場使用料（税込み）

区分	単位	使用料
		円
テント貸出利用	1 張 1 泊	3,300
テント持込利用	1 張 1 泊	2,200
タープ等テント附属物持込利用	1 張 1 泊	1,100
温水シャワー	5 分利用	300
入場料（大人）	1 人 1 泊	500
入場料（子ども）	1 人 1 泊	300

備考

- 1 大人とは、中学生以上をいう。
- 2 子どもとは、小学生をいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第140号

佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例（平成17年佐渡市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

1 サンライズ城が浜宿泊利用料金（税込み）

（単位：円）

区分	単位		金額		
			小学生	中学生	大人
宿泊（個人）	和室	トイレ付	4,400	6,600	8,800
	和室・洋室	バス・トイレ付	4,950	7,150	9,350
宿泊（団体）	和室	トイレ付	3,850	4,400	7,150
	和室・洋室	バス・トイレ付	4,400	4,950	8,250
合宿（団体）	和室（大広間）		2,750	3,850	4,950

備考

- 小学生未満の者の宿泊料は無料とする。ただし、幼児（3歳以上小学生未満）が、寝具を利用する場合は、2,100円とする。
- 団体とは、20人以上をいう。
- 利用料金は、上記の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第141号

佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年佐渡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項（法第31条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課

- 程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次

試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- 2 給水人口が5万人以下である水道事業に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する

技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とする。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程

- にあつては、修了した者) については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に

限る。) であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- 2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とする。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第142号

字の変更について（大小地区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 別紙

## 字の区域変更調書

## 佐渡市

変更前			変更後	
大字	字	地番	大字	字
大小	屋村	707 の 4、709 の 1、709 の 2、747 の 2、747 の 6、748 の 2、748 の 7、748 の 8、749 の 2、750 の 1、752 の 2、753 の 2、753 の 4、755 の 2、755 の 4、755 の 6、756 の 2、757 の 3、758 の 1、758 の 2、759 の 1、759 の 4、759 の 5、760 の 2、760 の 4、762 の 6、762 の 8、771 の 4、771 の 5、772 の 1、772 の 5 から 772 の 8 まで、774 の 1、774 の 9、776 の 2	大小	
	家の後	609 の 2、614		
	外畑	592 の 2、593 の 8、596 の 2、597 の 2、597 の 3		
	垣の内	615 の 1、615 の 5		
	小坂	612 の 3、622、623 の 1、623 の 3、626、627、629 の 4、631 の 1、631 の 2、632 の 1、632 の 2、633 の 1、633 の 2、635 の 1、635 の 2、660 の 5、667 の 2、668 の 2、675 の 1、676 の 2、677 の 1、688 の 1、689 の 1 から 689 の 3 まで、692 の 2、692 の 3、693 の 1、694 の 4、695 の 1、695 の 2、695 の 5、696 の 1 から 696 の 3 まで、697 の 1、697 の 2、698 の 1 から 698 の 5 まで、698 の 8、698 の 9、699 の 2、700 の 3、700 の 4、701 の 1、702、702 の 2、702 の 5、703、703 の 2、708		

	針道	587 の 1、589 の 1、590 の 1、591 の 2、 592 の 1、592 の 3 から 592 の 6 まで、593 の 1、594 の 1、595、596 の 1、597 の 1、 598 から 602 まで、603 の 1 から 603 の 3 まで、603 の 5、603 の 7、603 の 8、604 の 1、604 の 2、605、606 の 1、606 の 2、 607、608、616、621 の 1、621 の 2、624 の 1 から 624 の 3 まで、625、628 の 1、 628 の 2、629 の 1、629 の 3、630 の 2、 636、637、638 の 1、639 の 1 から 639 の 3 まで、668、674、678、681、692、693、 702 の 3、707 の 3、752		
	前平	694 の 2、694 の 5		
	蔵屋敷	603 の 4、603 の 6		
大倉谷	山の下	835 の 4、835 の 5		

及び当該変更に伴う公有地を含む。

議案第143号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
佐和田森林公園オートパークさわた
- 2 指定管理者となる団体の名称  
大佐渡ガイド倶楽部
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年12月6日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

議案第144号

公の施設に係る指定管理者の指定について（窪田キャンプ場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
窪田キャンプ場
- 2 指定管理者となる団体の名称  
有限会社浦島
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年12月6日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

議案第145号

公の施設に係る指定管理者の指定について（相川観光交流センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
相川観光交流センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
株式会社ファーストイノベーション
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年12月6日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

議案第146号

新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

令和6年12月6日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の2の項及び3の項中「糸魚川市」の次に「、妙高市」を加える。

### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

- 議案第147号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第148号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第149号 令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第150号 令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について  
（予算書別紙添付）

# 議案第 147 号

## 《令和 6 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 9 号）概要》

### 1. 補正予算について

- ・佐渡ふるさと島づくり寄附金（ふるさと納税）に係る歳入・歳出所要額を計上
- ・戦略的観光誘客促進事業費の増額計上及び債務負担行為を設定
- ・林業振興事業費を増額計上
- ・令和 6 年 9 月発生 of 豪雨災害への対応に要する経費を増額計上
- ・その他の経費については、9 月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

### 2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	49,801,701
補正額	667,336
累計予算額	50,469,037

### 3. 財源内訳

（単位：千円）

国県支出金	308,184
寄附金	165,539
市債	152,500
その他	41,113

### 4. 主な補正項目

#### 1) 佐渡ふるさと島づくり寄附金事業【総合政策課】

（事業内容）

##### 歳入

○佐渡ふるさと島づくり寄附金 補正額：165,000 千円

- ・ふるさと納税の増（補正前 800,000 千円、補正後 965,000 千円）

##### 歳出

○佐渡ふるさと島づくり寄附金事業 補正額：81,752 千円

- ・実績見込みに伴う返礼品業務委託料等の増

#### 2) 戦略的観光誘客促進事業【観光振興課】

補正額：6,222 千円

（事業内容）

○3 月期の観光入込の底上げを図ることを目的に 2 泊以上の一般旅行客の乗用車航送料を割引するキャンペーンを実施する経費を計上

○修学旅行生やバスツアーで訪れる団体旅行客の入込の増加を図るため、島外からのバス航送料の支援等を行う経費（4 月～6 月）について債務負担行為を設定

#### 3) 林業振興事業【農林水産振興課】

補正額：9,600 千円

（事業内容）

木材の流通効率化を図るため、木材運搬専用機械の導入に要する経費の一部を支援する経費を計上

#### 4) 令和6年9月発生の豪雨災害への対応に要する経費

(事業内容)

①農地単独災害復旧事業【農林水産振興課】	補正額：2,960千円
②令和6年災農地・農業用施設災害復旧事業【農林水産振興課】	補正額：160,000千円
③令和6年災林業施設災害復旧事業【農林水産振興課】	補正額：135,000千円
④土木施設単独災害復旧事業【建設課】	補正額：18,100千円
⑤令和6年災公共土木施設災害復旧事業【建設課】	補正額：176,000千円

# 令和6年度 一般会計補正予算(第9号) 事業概要一覧

事業名		概要	担当課
1)	佐渡ふるさと島づくり寄附金事業 予算額[81,752] 財 源[[寄]81,752]	ふるさと納税の実績見込みに伴う寄附金の増額及びそれに伴う返礼品業務委託料等の必要経費を増額計上。 歳入 ○佐渡ふるさと島づくり寄附金 補正額:165,000千円 ・ふるさと納税の増(補正前800,000千円、補正後965,000千円) 歳出 ○佐渡ふるさと島づくり寄附金事業 補正額:81,752千円 ・実績見込みに伴う返礼品業務委託料等の増	総合政策課
2)	戦略的観光誘客促進事業 予算額[6,222] 財 源[[一]6,222]	○乗用車航送料割引キャンペーン 3月期の観光入込の底上げを図ることを目的に2泊以上の一般旅行客の乗用車航送料を割引するキャンペーンを実施する経費を計上。 事業内容 ・実施期間 令和7年3月1日～令和7年3月31日 ・内容 新潟港発乗用車航送料(往復)を一律9,800円に割引 ・台数 600台 ○バスツアー造成促進 修学旅行生やバスツアーで訪れる団体旅行客の入込の増加を図るため、島外からのバス航送料の支援等を行う経費について債務負担行為を設定。 ・期間 令和7年4月～6月 ・支出予定額 10,420千円	観光振興課
3)	林業振興事業 予算額[9,600] 財 源[[国]8,000] [[一]1,600]	木材の流通効率化を図るため、木材運搬専用機械を導入する林業団体に対し、導入費用の一部を支援する経費を計上。  《補助率》60%	農林水産振興課
4)	令和6年9月発生 of 豪雨災害への対応に要する経費		
①	農地単独災害復旧事業 予算額[2,960] 財 源[[地]1,000] [[一]1,960]	豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧を行う農業者及び農業者団体に対し、復旧費用の一部を支援する経費を増額計上。  《補助率》農地50%、農業用施設65%	農林水産振興課
②	令和6年災農地・農業用施設災害復旧事業 予算額[160,000] 財 源[[県]91,400] [[地]61,700] [[分]6,860] [[一]40]	豪雨により被災した農地・農業用施設を復旧する経費を計上。 ・農地農業用施設災害復旧工事 160,000千円	農林水産振興課
③	令和6年災林業施設災害復旧事業 予算額[135,000] 財 源[[県]87,750] [[地]42,500] [[一]4,750]	豪雨により被災した林道を復旧する経費を計上。 ・林業施設災害復旧工事 135,000千円	農林水産振興課
④	土木施設単独災害復旧事業 予算額[18,100] 財 源[[地]18,100]	豪雨により被災した道路及び河川を復旧する経費を計上。 ・道路橋りょう災害復旧工事 17,100千円 ・河川災害復旧工事 1,000千円	建設課

## 令和6年度 一般会計補正予算(第9号) 事業概要一覧

事業名		概要	担当課
⑤	令和6年災公共土木施設 災害復旧事業  予算額[176,000] 財 源[[国]116,960] [[地]29,200] [[-]29,840]	豪雨により被災した道路を復旧する経費を計上。  ・測量設計業務委託料 4,000千円 ・道路橋りょう災害復旧工事 171,600千円 ・公有財産購入費 400千円	建設課

※一覧表中、〔国〕は国庫支出金、〔県〕は県支出金、〔地〕は地方債、〔分〕は分担金、〔寄〕は寄附金、〔-〕は一般財源の略。

※事業名欄の数値の単位は千円。

## 議案第 148 号

### 《令和 6 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）概要》

#### 1. 補正予算について

- ・ 過年度分の保険料を被保険者に返還するための還付金を増額計上

#### 2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	930,826
補正額	1,000
累計予算額	931,826

#### 3. 財源内訳

(単位：千円)

諸収入（保険料補填金）	1,000
-------------	-------

#### 4. 補正項目

(単位：千円)

##### ○ 諸支出金

- ・ 過年度保険料還付金 . . . . . 補正額：1,000

# 議案第 149 号

## 《令和 6 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 2 号）概要》

### 【主な内容】

- ・ 両津病院移転新築事業費及び財源の補正を計上

### 資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 2 号	補正後
収入	4,126,772	175,250	4,302,022
支出	4,158,380	154,000	4,312,380
収支	△31,608	21,250	△10,358

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 2 号	補正後	既決予定額	補正 2 号	補正後
収入	3,958,585	175,250	4,133,835	168,187	0	168,187
支出	4,140,193	154,000	4,294,193	18,187	0	18,187
収支	△181,608	21,250	△160,358	150,000	0	150,000

### 【両津病院】

- [補正額] ・ 資本的収入 175,250 千円 ・ 資本的支出 154,000 千円
- [主な内容] ・ 移転新築事業でのインフレスライドによる建設工事費増加分を補正増  
 ・ 移転新築事業の建設工事費増により企業債を補正増

### 【建設事業継続費】

令和 6 年度、令和 7 年度の変更 (単位：千円)

	R 4	R 5	R 6	R 7	計
変更前	239,867	1,420,239	4,096,394	78,000	5,834,500
変更後	239,867	1,420,239	4,250,394	4,000	5,914,500
増減額	0	0	154,000	△74,000	80,000

- [主な内容] ・ インフレスライドによる建設工事費増  
 ・ 医師住宅建設取止めによる設計、工事費減

議案第 150 号

《令和 6 年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 国庫補助事業の事業費調整に係る補正を計上

2. 予算規模

・ 収益的収支		(単位：千円)	
収入	補正前の額 3,280,748	支出	補正前の額 3,268,130
	<u>補正額 △ 58,970</u>		<u>補正額 △ 58,970</u>
	累計予算額 3,221,778		累計予算額 3,209,160
・ 資本的収支		(単位：千円)	
収入	補正前の額 1,879,995	支出	補正前の額 2,534,744
	<u>補正額 83,070</u>		<u>補正額 58,970</u>
	累計予算額 1,963,065		累計予算額 2,593,714

3. 財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

- ・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当 . . . . . △ 24,100

4. 補正内容

(単位：千円)

○ 収益的収入

- ・ 国庫補助金 . . . . . 補正額：△ 29,045
- ・ 他会計補助金 . . . . . 補正額：△ 29,925

○ 収益的支出

- ・ 委託料 . . . . . 補正額：△ 58,970

○ 資本的収入

- ・ 企業債 . . . . . 補正額：24,600
- ・ 国庫補助金 . . . . . 補正額：28,545
- ・ 他会計補助金 . . . . . 補正額：29,925

○ 資本的支出

- ・ 工事請負費 . . . . . 補正額：58,970